

●香川県告示第175号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成16年香川県告示第850号（海岸保全区域の指定）で指定した小部漁港の海岸保全区域は、廃止する。

令和2年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波沿岸	小部漁港	小部漁港（小部地区）海岸	<p>1 指定場所 香川県小豆郡土庄町小部字野手、字東ノ坪、字脇ノ窪、字丸石地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点12までを順次に結んだ線、基点12と補助点3とを結んだ線、補助点3から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 千鳥ヶ浜 （北緯34度32分49秒.5938、東経134度17分50秒.0005） 基点1 基準点から70度19分、距離595.3メートルの地点 基点2 基点1から74度10分、距離71.0メートルの地点 基点3 基点2から166度21分、距離20.5メートルの地点 基点4 基点3から66度07分、距離34.4メートルの地点 基点5 基点4から61度12分、距離84.0メートルの地点 基点6 基点5から26度04分、距離55.3メートルの地点 基点7 基点6から103度25分、距離28.0メートルの地点 基点8 基点7から353度16分、距離29.2メートルの地点 基点9 基点8から24度43分、距離105.5メートルの地点 基点10 基点9から331度00分、距離17.8メートルの地点 基点11 基点10から311度20分、距離24.0メートルの地点 基点12 基点11から284度24分、距離57.9メートルの地点 補助点1 基点1から277度04分、距離10.9メートルの地点 補助点2 基点1から322度40分、距離27.4メートルの地点 補助点3 基点4から3度50分、距離44.1メートルの地点</p>